(件 名) 子宮頸がんワクチン副反応(副作用)の被害者への支援について (1,4項)

(陳情の要旨)

子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)は、平成22年11月に「緊急事業」としてスタートして以降、平成25年4月には定期接種化されるなど、国と地方自治体とで接種が推進されてきました。

その後平成25年6月には副反応の問題などから「当面の間,積極的な接種勧奨は 差し控える」こととなりましたが、接種後さまざまな症状に苦しんでいる多くの方 がいます。治療方法もわからず、また神経症状により学校や職場にも通えず、日常 生活に支障をきたしている状態です。

接種対象が(当時)小6から高1の女子生徒であったことから、HPVワクチンの被害を訴えている方の多くの方は10代の少女であり、接種前は皆元気に学校や職場に通っていましたが、接種後に歩行機能や認知機能の低下、不随意運動、末梢神経や免疫機能の異常など、多岐にわたる症状が発症しています。医療の現場においても病態の診断や治療が難しく、症状はなかなか改善されないため、精神的、金銭的にも困窮しています。

国による救済制度は存在するものの、これまで厚労省が2,500人以上もの被害を 把握しているのにもかかわらず、平成27年9月に初めて11人の救済が決定したに留 まるなど、依然進んでおらず、被害者そして家族にとっては、国の救済をただ待つ のでは先が見えない苦しみを背負うこととなります。

被害を訴えている方の多くは子どもであり、学習する機会を奪われ、進学することも就職することもできず、日々痛みや異常な程の倦怠感、めまい、脱力感、記憶障害、学力障害などにより辛く苦しい日々を送っています。

国の判断を待つのではなく、鹿児島県議会の皆様にはぜひ私たちの訴えに耳を傾けて頂き、一日も早くHPVワクチン接種により起こっている問題を解決してください。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 保険診療・自費診療にかかわらず、治療にかかる費用に対する援助を行うこと。
- 2 被害を訴えている学生への就職・就学支援やサポート体制,教育環境の充実を図ること。
- 3 子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)を接種した人に対して、副反応について周知するとともに、相談窓口や医療機関について周知すること。また、県内での副反応の発生状況について調査を行うこと。
- 4 特別児童扶養手当について、子宮頸がんワクチン副反応の症状は一日の中でも症状が大きく変わること等を考慮して頂き、判断基準について検討すること。

(件 名) 県民へ安定ヨウ素剤の事前配布を求める陳情書

(陳情の要旨)

2011年の福島第一原発の大事故では、高濃度の放射性物質が広範囲に飛散しました。事故の収束をみないまま、九州電力川内原発1・2号基が再稼働しています。

現在,川内原発5キロ圏内(PAZ)の住民へは,放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれることを抑えるための安定ヨウ素剤の事前配布がありますが,5キロ圏外の住民へはありません。福島の原発事故でも明らかなように,放射性物質はPAZ内に留まらず,どこまでも拡散していきます。

事故が起きた際に、すぐに安定ヨウ素剤を摂取できるか否かは、甲状腺ガンの発 生のリスクやその後の健康障害に大きく影響します。

また、地震や台風などの複合災害となった場合は、道路や家屋の破壊により避難 もままならないうえ、安全に配布することも困難を極めると考えられます。万が一 の原子力災害時にも甲状腺被爆を最小限に抑えるためには安定ョウ素剤を事前配布 することが最善策と考えます。少なくとも、希望する住民には事前配布すべきです。

以上のことから,原子力災害から県民の命と健康を最優先に守るために,以下の 事項を陳情いたします。

(陳情項目)

一. 原子力災害時の甲状腺被爆を抑えるために、5キロ圏外の県民にも安定ョウ素剤を事前配布してください。少なくとも希望者には事前配布してください。

(件 名) 障害者が65歳になったときの対応について

(陳情の要旨)

障害者が65歳となり、介護保険対象者になった場合、厚労省は自治体に対して、 障害者の意向を丁寧に聞き取り、強制移行しないようにお願いしていますが、岡山 などの他県では訴訟問題に発展しているところもあります。一律に介護保険優先を させない事例も広がってきていますが、どの事例も個別の事案に対しての対応で、 自治体としては、基本介護保険優先ということになると思います。障害者差別解消 法の法令も施行されている中にあって、障害者が年齢で区分され、生活に必要不可 欠な支援サービスの減少と金銭的負担等を強いられている現状を改善へ向け取り計 らってもらいたい。

以上の趣旨に基づき下記事項を陳情いたします。

記

- 1. 鹿児島県内の自治体に対して、一律に介護保険を優先しないよう県から要請してほしい。
- 2. 県として、国に対して優先規則を撤廃し、選択制を導入するように要請してほしい。
- 3.65歳問題で困っている自治体があれば、財政支援を含め、県として対応してほしい。
- 4.65歳を迎えた支援法受給障害者に対して介護保険受給の際,自治体の併給(上乗せ)支援法支給基準の条件を撤廃してほしい。

(件 名) 「鹿児島県有害鳥獣特区」申請と「鳥獣加工処理所設置」申請について (1項)

(陳情の要旨)

今,世界の産業は10年で様相が一変,日本の電子産業は衰退してしまうのか…! 一方,世界のIT産業は,中小ハイテクに投資し駅大化は止まらない勢いのようで す。また,世界のAI研究者も,巨大化したIT産業による寡占が始まったと言わ れています。

世の中が、何もかも変わろうとしている時、政府の有害鳥獣に対する対策が動き 出しました。全国12ヶ所に「鳥獣捕獲から加工迄のモデル地区」を、自冶体等から 年度末迄に受付、30年度から補助金交付をと公示しました。

有害鳥獣問題の悩みは、古くて新しい問題でありますが、この実態を解決できないのは、流通販路の方法が見えないことに、全ての原因があります。

中国では,若者の起業家が1億件余りの企業を起こしたと言われています。 鹿児島の若者だって,世界に通用する鳥獣の流通アプリには乗れるはずです。

県の喫緊な鳥獣被害の現状から、下記事項について陳情をいたします。

記

1. 鹿児島県有害鳥獣特区申請を行う

特区内においては鳥獣捕獲を罠捕獲だけにして、鉄砲猟を原則20年間全面的に禁止するとともに、鳥獣が多数生息する県有林、国有林の鳥獣保護区の規制を廃止して、ここでも猟が出来るようにすることで、頭数の調整を図る。

2. 鳥獣加工処理所設置を国に申講する

鳥獣の加工処理場を国の補助で設置するとともに、有害鳥獣の持ち込み額を値上げをすることで、持ち込み量の増加と市販売価の値下げを図り、「カゴシマジビエ」の市民権が得られるよう世界に向けネットで広報を行う。

(資料添付省略)

(件 名) 霧島市牧園町高千穂小谷における大規模太陽光発電建設工事について

(陳情の要旨)

本件については、施工業者(伸和工業)が、2015年8月27日、2016年6月14日の、工事現場直近の私共住民との2回の話し合いにおいて、「許認可を得ている」との一点張り、「一方的な説明に終始」され、全く話し合いにならない状態が続いています。この間FIT法が改正され(29年3月資源エネルギー庁)、「地域住民との適切なコミュニケーション図る」等とされました。

施工業者らの「住民に説明、了解を得た」と言う口実をもって「許認可された」事について、私たち住民は全く納得していません。施工業者の対応は、「数件に戸別訪問」して、「ここに署名してほしい」と振れ回り、個別の住民が「おろおろとしている」内に署名させ、認可を得たもので、住民は納得していません。その結果、「森林を伐採し」、「山を削り」、「谷を埋め」、あっという間にシラス台地やローム層迄地盤を掘り下げ、岩盤まで削り去り平地にしました。霧島は日本で一番先に国立公園に指定され、風光明媚で自然がいっぱいです。その森林50気が今消失しつつあります。

2017年6月25日に、自治会6区6班Bを対象に、施工業者主催で住民集会が開かれました。そこで私たちは初めて「近隣住民、霧島市議など」に呼びかけて住民集会に臨んで来ました。住民の中には転居を考えた方も少なくありません。それ以降も、2回ほど施工業者の押し付け的な話し合いの場と一方的独善的な工事の進行でした。この間「当初の約束を次々と覆し」、「許認可を得た」と言い、今日に至るものであります。森の消失による風害、気温上昇という最大の問題については、私たちの「境界から30mの範囲の復元」要望について、折衝していた伸和工業社員と、「温度の件、風の件、それぞれ有ります」「輻射熱の関係で熱が上がったり、その辺の周辺の温度が上がったり」「そういうものも、検討していきたい」と発言もあり、また、霧島市を通じて、住民の意向に沿った方向で行くしか同意は得られないだろうということで、30mを従来に戻すということを住民に回答があったにも関わらず、「そんな約束は退職者や前任者が勝手にした」などでした。

「受忍限度を超えた」言動や行動に、住民はどうしていいかわからず唖然とする ばかりです。事業主については施工関係者からは借地関係以外は一切、「法的事業責 任者の関係」が明らかにされないままでしたが、私たちは最近、南国殖産グループ を実質的な事業主と判断するに至っています。

以上本件は、「住民無視で各許認可を得た」もので、「風の件、温度の件」など最低限の要望を反故にされ続けています。鹿児島県は「許認可権限者」で、「改正FIT法」により住民同意が謳われています。

「建設後に起こる」, 暇疵の責任や管理者の転換, 売却, 満期後の撤収, 回復なども, まったく担保されていません。

「直近家屋数件への騙し的な同意書は無効」と撤回を要求しましたが、無回答です。許認可が下りれば「手の平を返す」ような「約束事項を反故にする」行動をとり、或いは行動をさせた施工業者、事業主側に、話し合いをするよう促すことを下記の通り陳情する次第です。

記

- 一 進む霧島連山麓高千穂小谷地区の森林大規模伐採,メガソーラ建設に対して, 直近地近隣地に住む私たち居住者と施工業者&事業者(伸和工業&南国殖産)との 話し合いを仲介していただくよう県をご指導いただくこと。
- 二 話し合いの協議要望事項
 - 1 直近住民の納得する防風林対策をお願いしたい。「温度の件、風の件」については、県が観測実施することも含めてご尽力戴きたい。
 - 2 老人介護施設(青寿園)に対し、暴風や砂塵が舞い込まない様にして戴きたい。
 - 3 近隣周辺に当該施設からの影響による、風害や排水などの、被害発生については、速やかに事業主の責任において、完結復旧され、今後の善後策を講じて戴きたい。

(添付資料省略)

(件 名) 安定ヨウ素剤の希望者への早急な事前配布実施を求める陳情書

(陳情の要旨)

原発大事故で放出された放射性ヨウ素による甲状腺がんを防ぐため、安定ヨウ素の希望者への事前配布を求める市民からの陳情が30キロ圏を含む5市1町(2017年9月11日現在)で採択され、知事宛の意見書が提出されています。

次回の原子力安全・避難計画等防災専門委員会に、希望者への事前配布計画案が 県担当課から提出され、検討の後、最終的に県議会に提案される予定とのことです。 川内原発は現在も稼働中です。県民の安全安心のため、可能な限り早急な実施を要 望します。

以上

(件 名) 国民健康保険制度に関する陳情書

(陳情の要旨)

国民健康保険制度は、我国の皆保険制度の根幹をなす制度と言っても過言ではない大切な制度です。しかしながら低所得者や高齢者が加入者の大半を占める国民健康保険制度は、現在、危機的な状況を迎えており、来年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる、制度の大きな改定が行われようとしています。県民のいのちと健康をまもるために、県政のはたすべき役割がますます重要になろうとしています。

県の国民健康保険運営方針の素案もだされ、方針決定もせまっていますが、住民、 被保険者にとっていちばんの願いは、払える保険税、安心して使える医療制度にし てほしいということです。この立場から、以下の点について陳情致します。

(陳情項目)

- 一, 政府にたいし, 次のことを要求して下さい。
 - ①2015年度からの1700億円,2018年度からの1700億円,合計3400億円の国庫投入では、抜本的な財政基盤の強化には絶対的に不足と言わざるを得ない。早急に国保総収入に占める国庫支出の割合を、1980年代の50%まで増やしていただきたい。
- 一、県として次の点に力をつくすよう要求して下さい。
 - ①市町村が独自におこなっている一般会計からの国保会計への繰り入れは、住民負担を軽減する重要な役割をはたしています。「計画的・段階的に解消を図っていく」と素案にはうたわれていますが、存続をはかるためにこそ県としても力をつくしてください。
 - ②県の医療費助成制度を拡充し、現物給付を実現して下さい。
 - ③恒常的低所得者への保険税,一部負担減免制度実現のために,市町村と協力し,減免制度の充実をはかってください。
 - ④県内でも国保税の滞納処分として、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている母子家庭に対し、差押え禁止財産である児童扶養手当を、預金に振り込まれた当日に差し押さえた事例が生まれています。無法な差し押さえが行われないよう県としても取り組んで下さい。

以上

(件 名) 知事宛の安定ヨウ素剤の事前配布を求める意見書を,尊重した実施計画 の作成を求めることについて

(陳情の要旨)

川内原発から30キロ圏の7市町議会から三反園知事宛に安定ヨウ素剤の希望者への事前配布を求める意見書が提出されています。

今後、県の担当部署から実施計画が提案されることになっていますが、私たちは 提案に大変期待すると共に、7市町の意見書の内容を最大限尊重するものになるよ う、県議会において審議されることを期待しています。以上の趣旨に基づき、下記 事項を陳情します。

記

安定ヨウ素剤の事前配布計画については、7市町議会から知事宛に提出されている意見書の内容を最大限尊重するものにすること。

(件 名) 受動喫煙防止の取り組みについて

(陳情の要旨)

近年、喫煙や受動喫煙の健康被害の周知により、健康増進法が定める公共施設等での禁煙化は進んでいるが、多くの県民や観光客が利用する飲食店等の禁煙化や分煙化は殆ど進んでいない。

現状をみるに、本年2月9日現在、鹿児島市では、登録飲食店6887店中、禁煙登録店303店で4.4%、鹿児島市を除く県全体では、5243店中409店で7.8%である。最高は日置市で222店中56店25.2%であり、他地域に比べて伊集院保健所の飲食店等への取り組みは積極的できめ細かい。尚、県全体で7町村が0%である。受動喫煙からの健康被害防止の公衆衛生上の主な対策は、飲食店等の禁煙化、分煙化である。

国は法律を制定し、飲食店等を規制する方向であるが、内容は甚だ疑問である。 そこで県としては、広く県民や市町村に対し、受動喫煙による健康被害を啓発して疾病予防を促し、保健所に対しては、飲食店等の禁煙店登録に積極的に取り組むよう啓蒙して頂きたい。

(件 名) 希望者への安定ヨウ素剤事前配布について

(陳情の要旨)

鹿児島県でもやっとUPZ圏9市町で希望者への安定ヨウ素剤事前配布の申請受付が行われ(4月2日から5月10日まで)5月27日,最初にいちき串木野市で説明会が開かれ配布が始まりました。

しかし、7市町での知事宛意見書の基本的な2点、①要件(条件)をつけないこと、②UPZ(原発から30キロの圏内)に限定せず市町全域を対象範囲とすること、については反映されていませんし、説明もありません。また、専門委員会へ意見書と要件をつけないことを求めるいちき串木野市長の要望書も検討資料として提出されていません。多くの点で改善すべきことがあると思っています。

配布の要件(条件)が他県より厳密でわかりにくく、申請を断念する人が多いと危惧していましたし、そもそも広報が極めて弱く、申請が始まったことも知らずパンフレット(市町の広報誌に折り込むことが主で、積極的に広報したとは言えないと思っています)も気がつかない人が多かったと思っています。

結果ですが、申請者が極めて少ないと思っています(5月7日の県薬務課への要望書にも書いていますが、該当人数2269人、世帯数1172でした/薬務課への電話での問い合わせ結果)。これを、希望する住民が少ないと解釈すべきでないと強く思っています。

福島原発から30キロ圏も含む福島県いわき市は、2回目の事故に備えて平成26年に40歳以下には安定ヨウ素剤を郵送で配布。40歳以上は希望者への配布としています。説明会は行わず、それぞれ自分で飲めるかどうかチェック項目を見て判断し、わからない人は問い合わせるというものです。いわき市平成26年4月1日現在の入口325,893人。40歳以上は202,105人。配布人数133,392人。短期間で確実な配布が可能です。3年過ぎたので同様の方法で2回目の配布が行われています。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

〈今回の申請・配布について〉

- 1. 申請は説明会直前まで受付け、可能な限り対応すること。
- 2. ④の住民が書いた理由を基本的に否定しないこと。
- 3. 申請者が30キロ圏の9市町の住民であれば、受け付けること。
- 4. 今回は1回目の受付であることを広報すること。早急に2回目を実施すること。
- 5. 様々な理由で説明会に行けない住民についても対応すること。

〈今後の申請・配布について〉

- 1. 福島県いわき市の配布・申請方法について検討すること。
- 2. 7市町の知事宛意見書を尊重し配布計画を改善すること。
- 3. 申請のための料金受取人払いのハガキか封筒も配布すること。
- 4. 事前配布のお知らせパンフレット(A3二つ折り)のデザインと文章は全面的に 作り直し、わかりやすくすること。
- 5.30キロ圏外での配布など市町が独自に配布を実施する場合、県は市町の取り組みを尊重し、協力要請があれば可能な限り積極的に対応すること。
- 6.30キロ圏の7市町議会からの知事宛意見書と、いちき串木野市長からの知事宛要望書を専門委員会委員に避難計画検討の情報の一つとして提供すること。

以上

(添付資料省略)

(件 名) 改正健康増進法の円滑な施行の推進に関する請願書

(請願の要旨)

たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税については、国や地方自治体の重要な一般財源であることは周知の事実です。しかし、本年7月25日の改正健康増進法の公布後も、独自の上乗せ規制を検討している自治体があることから、事業者のみならず、県民や訪日外国人にも大きな混乱を招く懸念があると考えております。

県内における葉たばこ耕作は現在、農家数215戸、面積449ha、販売高23,7億円となっており、たばこ農家は葉たばこ生産に自信と誇りをもって良質葉生産に取り組んでおります。

平成28年度の鹿児島県のたばこ税は、県税18.7億円、市町村税114.6億円となっており、零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店では、販売を通じて財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っているところです

更には、たばこ耕作組合とたばこ販売組合は、2017年に「受動喫煙防止対策に関する署名」に関係団体と連携して取り組み、全国で約120万筆の署名を集めております。

成人の減少、喫煙率の低下などにより、たばこの消費が減少する中、改正健康増進 法を上回る厳しい規制が導入されれば、更なる喫煙機会の減少、結果として消費本数 の減少が進むことは明らかであり、たばこ販売店、及びたばこ農家の経営にも多大な 影響があるものと懸念しております。

飲食業,宿泊業等のサービス業においては,改正健康増進法の全面施行までの限られた間に,原則屋内禁煙の措置に伴う店舗の改装や標識の掲出等の対応が求められており、短期間に相応の負担を強いられる状況となっております。また,店内の喫煙環境の変化による客数や客単価の減少を懸念しており,改正健康増進法の上乗せとなる規制内容については許容できません。加えて,独的条例と改正健康増進法による二重法規制となった場合,業界の混乱や,隣接県との事業環境の不均衡による顧客流出についても懸念を抱いております。

また, 鹿児島県議会においては, 2016年12月議会において,「厚生労働省における 受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願」を議会採決した上で, 地方自治法第99条の規定により, 鹿児島県議会から衆参両院議長及び閣僚宛に, 事業 者等に配慮した対策を求める意見書を提出しております。

以上のことから、下記事項を請願いたします。

【請願事項】

- 1. 改正健康増進法や政省令で定められる全国統一のルールを県民に周知・徹底することにより、県内における改正健康増進法の円滑な施行を推進すること
- 2. 行政機関における屋内喫煙室の閉鎖に際しては、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置すること

| 3. 健康増進法の改正に伴い,「屋外における受動喫煙対策として,自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し,地方財政措置による支援を行う」とする国からの財源について,県は有効な活用方法を検討,実施すること4. 国の中小企業等を対象とする喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置について,県は事業者に積極的な周知を実施し,必要に応じて県は国と連携し支援策を検討すること |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

(件 名) 誰もが平等に、安心して暮らせる鹿児島づくりに関する陳情書

(陳情の要旨)

時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。貴職におかれましては、かねてより障害者・高齢者・児童の福祉向上のため日々ご尽力いただいておりますことに、 心より感謝申し上げます。

2014年3月、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定され、同年10月から施行されています。社会的に弱い立場にある人の権利保障も含め、障害があってもなくても誰もが差別されることなく、分け隔でなく育ち、暮らし、働くことのできる鹿児島を実現するために、県民みんなで力を合わせていけたらと願います。近年全国的に国民の貧困化や所得格差のかつてない拡大の一方で、「分断」が進んでいるといわれています。社会保障改革の名のもとに「自己責任」や「自助」「互助」「共助」が声高に叫ばれ、さらには地域住民の共同をあてにした「我が事丸ごと」地域共生社会の実現に向けた動きも政府主導で進められています。高齢者、障害者、ひとり親家庭、子どもの貧困等の社会問題が日々深刻化の一途をたどる中、これらの風潮は社会的弱者をいっそう孤立させ、問題をさらに深刻なものにしてしまうのではないかと危惧されます。

生存権を規定した憲法25条,幸福追求権を規定した憲法13条にもとづき,障害があってもなくても誰もが地方自治に参加・参画し,自由と幸福のもとで安心して暮らしていける地域や社会をつくるため,以下のことを陳情いたします。

記

- 1. 公園の整備(再整備)にあたっては、障害があってもなくても安心して利用できるように、地域住民や障害当事者の参加・参画のもとあり方を検討してください。また、検討した内容を市町村に周知してください。
- 2. 誰もが安心して生きられるように社会的セーフティーネットを確立するとともに、貧困状態の人に生活保護の申請をためらわせなくてもすむように、申請基準を厳しくしないよう、国にはたらきかけてください。
- 3. 障害福祉制度を利用していた人が介護保険に切り替わった時に、それまで利用していた制度が利用できなくなります。かつ無料であった人にも負担金が発生し生活に大きな不安を抱える人が多数出ています。介護保険優先原則ではなく、その人に合わせた制度利用ができるように国にはたらきかけるとともに、県独自の制度を創設してください。

- 4. 児童通所発達支援の利用申請から利用開始までの期間がより短縮できるようにしてください。
- 5. 全国的に子どもの貧困が大きな問題となっているなか、保育園の3歳以上の子どもが主食を持ってこなくてもいいように、完全給食を実現してください。
- 6. 県内のどこに住んでいても「誰もが平等に、暮らしやすい社会」を実現するために、市町村と連携をとりながら、福祉・医療・教育における地域格差をなくしてください。

(署名簿 - 省略)